

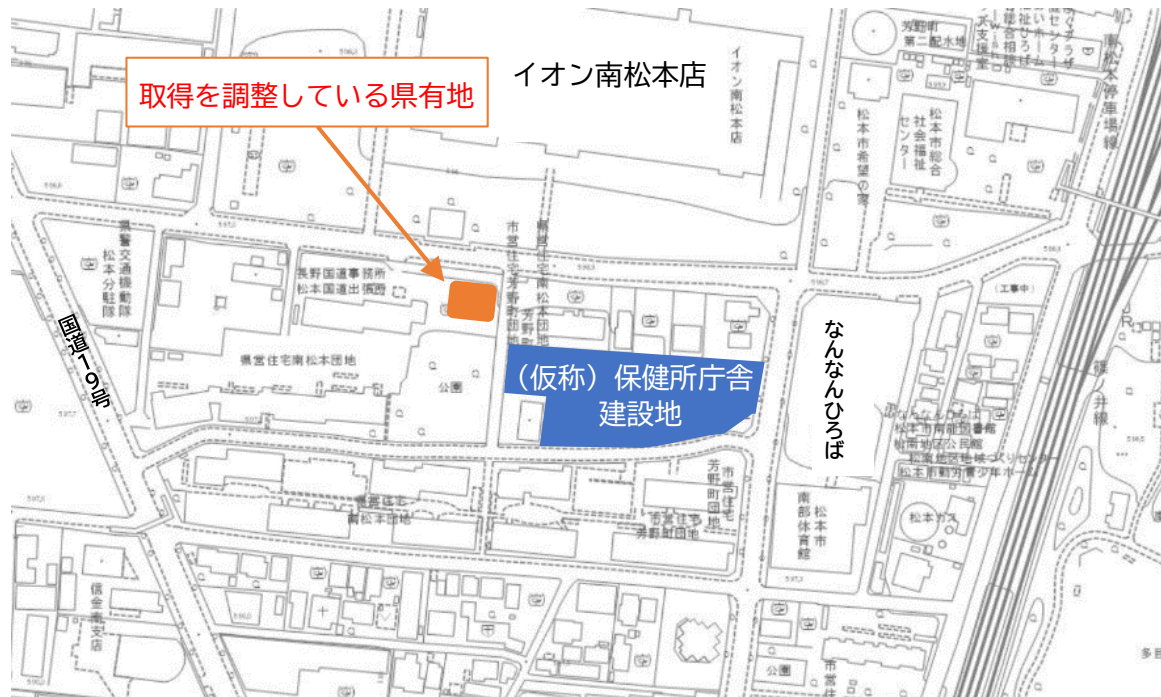
# (仮称) 保健所庁舎の整備に係る用地取得に向けた取組み

## 1 取組みの方向性

- (1) (仮称) 保健所庁舎整備基本計画において、**公用車駐車場**は、**来庁者駐車場とは別に近隣用地の取得などを通じて計画的に整備**することを定めている中、**近隣に位置する県有地の取得**に向けた取組みを行うものです。
- (2) 公用車駐車場の用地は、庁舎供用開始後、半永久的に使用することから、取得を念頭に取組みを進めます。

## 2 場所

県営住宅南松本団地12号棟 東側  
(現況：県営住宅の余剰地)



## 3 取得後の用途

- (1) 工事期間中  
工事関係車両、作業員詰所等、作業ヤードとしての利用を想定
- (2) 庁舎供用開始後  
ア (仮称) 保健所庁舎の公用車の駐車場  
イ 非常時応援職員用駐車場

## 4 現在の取組状況

工事に着手する令和9年度の取得に向け、県の担当課と調整を行っています。